平成２６年（フ）第４７５２号
大阪市生野区田島４丁目20番３―202号
債務者　村田　晃政
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８６３号
大阪市天王寺区大道３丁目８番６―404号
債務者　坂本　実保（旧姓奈路）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１４７号
大阪市旭区高殿４丁目22番５―603号
債務者　原　紀代美
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１５５号
大阪府豊中市服部豊町１丁目５番21―106号
債務者　大森秀斗史
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４８号
堺市南区桃山台１丁３番29―209号
債務者　務川　直人
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９０９号
堺市中区新家町777番地１　白鷺ビューハイツ509号
債務者　角谷　純司
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９１８号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149―２―1005号
債務者　福西　珠美
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９２２号
堺市北区北花田町２丁247番地13
債務者　川畑　卓磨
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９２９号
堺市南区御池台１丁11番12号
債務者　向坂　昭子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９３３号
堺市西区菱木１丁2233番地66
債務者　小柳　真紀（旧姓倉永）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９５７号
堺市西区鳳南町５丁699番地　フローラ南館203号、前住所堺市中区平井370番地３　カーサ・プラシデス201号
債務者　中尾　知佳
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９６３号
堺市北区新金岡町３丁５番５―104号、住民票上の住所堺市北区金岡町2468番地11
債務者　小畑　昭雄
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９２７号
東京都八王子市八木町３番12号スカイビル八王子601号
債務者　カストル　ジェル　ハイディー
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９４１号
東京都調布市佐須町４丁目30番地４田中ハイツ102
債務者　樋田　　猛
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９６１号
東京都狛江市東和泉４丁目３番９―302号
債務者　百万　靖彦
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５００１号
大阪市城東区諏訪４丁目２番９―602号
債務者　井出　武子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第２１０号
兵庫県伊丹市中央６丁目２番17―204号、前住所兵庫県伊丹市北河原４丁目１番20号
破産者　田中　　弘
1　主文　当裁判所が平成26年９月９日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「兵庫県伊丹市中央６丁目２―７　ファミール伊丹204、住民票上の住所兵庫県伊丹市北河原４丁目１番20号」とあるのを「兵庫県伊丹市中央６丁目２番17―204号、前住所兵庫県伊丹市北河原４丁目１番20号」と更正する。
2　決定年月日　平成26年12月５日
神戸地方裁判所伊丹支部